

熱海市週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設産業における担い手の確保及び育成のため、熱海市が発注する建設工事において週休2日の確保を目的とした工事（以下「週休2日制工事」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるもの。

(対象工事)

第2条 週休2日制工事の対象（以下「対象工事」という。）となるのは、土木工事標準積算基準書、建築工事積算基準、港湾工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、治山林道必携、水道事業事務必携により積算する工事を対象とする。ただし、次の各号に該当する工事を除くものとする。

- (1) 予定価格が500万円未満の工事
- (2) 十分な工期の確保が見込まれない工事
- (3) 施工に必要な実日数（実働日数）が、概ね1ヶ月未満の工事
- (4) 工事完成日に定めがある工事
- (5) 工程が現場条件に大きく制約される工事
- (6) 緊急を要する工事（災害復旧や応急工事等）
- (7) 工事担当課の長が適さないと判断した工事
- (8) 修繕契約

(用語の定義)

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる以下に記するいずれかの状態をいう。

ア 月単位の週休2日

対象期間の全ての月において、週休2日の状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

イ 通期の週休2日

対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。

(2) 対象期間

契約期間のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場制作のみ実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

（発注方法）

第4条 発注者が入札公告、指名通知書、特記仕様書など（電磁的記録を含む）を用い、週休2日制工事に取り組むことを指定して発注を行う。

（工期の設定）

第5条 発注者は、週休2日制工事を発注するにあたり、適切な工期の設定を行なうものとする。また、変更契約を行う場合も同様とする。

（実施方法）

第6条 週休2日制工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、工事着手日までに4週8休以上を満たす現場閉所計画表を作成し、監督員に提出し、これに基づき施工する。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 受注者は、工事完成図書提出時に現場閉所の実施状況がわかる工程表、工事記録簿等の書類及び現場閉所計画表を監督員へ提出する。
- (4) 監督員は、受注者から提出された前号の書類により、現場閉所の状況を確認する。
- (5) 受注者の責めに帰すことができない理由により、実施が困難な状況が発生した場合は、両方で協議を行うものとする。

（積算の方法）

第7条 当初の積算において、4週8休以上（月単位の週休2日）の達成を前提とした補正係数により各経費を補正し、算出するものとする。ただし、工事完成後に現場閉所状況を確認し、通期の週休2日となっ

た場合は、各経費を補正し、契約の変更を行うものとする。また、4週8休に満たない場合は、現場閉所率に応じて4週7休以上4週8休未満又は4週6休以上4週7休未満の補正係数により各経費を補正し、契約の変更を行うものとする。なお、4週6休に満たない場合は、当該補正分を減額して契約の変更を行うものとする。なお、次の各号により経費の補正を行うものとする。

(1) 土木工事

静岡県が別に定める「週休2日推進工事積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

(2) 建築・設備工事

静岡県が別に定める「週休2日推進工事（建築工事）積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

(成績評定)

第8条 現場閉所率に応じての工事成績評定は行わないものとする。

附 則

この附則は、令和6年4月1日から施行する。

この附則は、令和7年6月1日から施行する。